

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会

当協会では、女性活躍推進法に基づき、職員が活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間： 2022年11月1日～2025年3月31日

2. 目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 正規職員の平均勤続年数を男女ともに1年以上伸ばす。2. 管理職（係長級以上）に占める女性の割合を、現在の6割から7割にする。 |
|--|

3. 取組内容・実施時期

- 令和4年11月～ 入職5年以内に離職した職員の離職理由を分析し、その対策を検討する。
- 令和5年 1月～ 育児・介護休業規程、制度の周知、管理職研修の実施